

大東小学校いじめ防止基本方針

いじめとは・・・

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

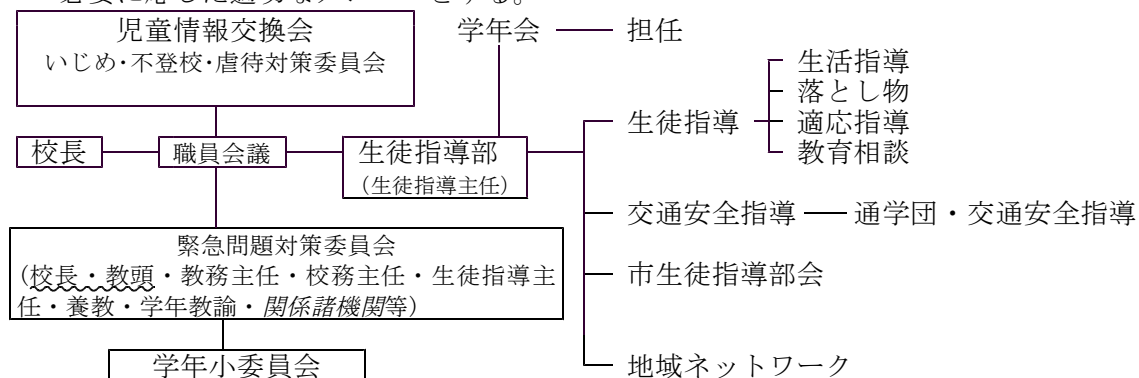
したがって、本校では、これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。また、児童の保護者、地域の方、児童相談センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 組織等について

- ・いじめの未然防止・早期発見のために、毎学期一度ずついじめアンケートを実施する。
- ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。
- ・その構成員は、「全職員」で構成し、必要に応じて、「スクールカウンセラーや関係機関の担当者」も含めて開催する。
- ・原則として月1回を児童の情報交換会と併せていじめ・不登校・虐待対策委員会を開く。また、いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。臨時開催の場合、構成員は必要に応じた適切なメンバーとする。



(2) 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討
- ・学校評価の評価項目等の検討
- ・児童アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初め職員会議等での、「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ・児童アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討
- ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の情報発信

エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断をし、複数教員で対応する。
- ・いじめと判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応を行う。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携した対応をとる。
- ・被害児童と家族に対して、誠意を持って対応し、心のケアや適切な支援をする。
- ・加害児童と家族に対して、適切な指導と支援を行う。
- ・問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）に向けた指導・支援体制の組織化を図り、継続的な支援・指導を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、励まし合い、共に成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
- ・児童の個性や能力、活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくり・学級づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さを感じたり、相手を思いやったりできる心の育成やコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、および被害者とならないよう継続的に指導する。また、情報モラルに関する学習を行う場合、保護者も参加する機会をもつようにはたらきかける。
- ・教職員の校内研修を計画的に実施する。年度初めには、「学校いじめ防止基本方針」や「生徒指導申し合わせ事項」をもとに、共通理解を図る研修会を実施する。
- ・児童が、自発的自主的に児童同士の関わりを深められる取り組みを、児童会や委員会中心となつて行う機会を設ける。
- ・「きらきら 10」との連携を図り、正しい判断力・自らを律する力・他人を思いやる心・生命を尊重する態度などの育成を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・いじめアンケートや教育相談を定期的実施（原則として学期に1回、年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。また、実施したアンケート用紙などの調査資料については、調査後5年間の保存とする。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

- ・児童が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーやハーモニールーム、その他の関係諸機関との連携を図る。
- (3) いじめに対する早期対応
- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に複数教員で組織的に対応する。
 - ・被害児童の心のケアを図り、被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - ・加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - ・いじめが解消に至ったと判断される状況になった場合でも、その後の経過に関して、日常の継続的な見守り活動を3ヶ月間は実施する。
 - ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
 - ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。
 - ・担任が一人一人の児童の表情や言動を見つめ、小さな変化にも気づき、児童が安心して生活できる学級づくり・学校づくりを図る。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告する。また、必要に応じて警察とも連携して対処する。
- ・大府市教育委員会の指導・助言・支援を受け、その判断のもと、市が調査組織として、「大府市いじめ問題対策委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童、いじめに関わった児童、及びその保護者へ適切な情報提供を行い、学校と家庭が連携していじめ問題に対して取り組むようにする。
- ・調査結果をふまえて、児童への指導と支援を行う。
- ・調査結果を大府市教育委員会に速やかに報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・PDCAサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、児童やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・教職員が大府市不登校事例研究会などの研修会に積極的に参加し、各種事例から学ぶことにより、いじめを早期発見し、適切な対応ができるよう、資質を養う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、年度はじめに保護者へ周知する。また、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・地域連携をすすめていくために、「地域ネットワーク会議」等の場を利用して情報提供をすることで、児童が安心して過ごすことができる環境づくりに地域とともに努めていく。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。